

はじめに

本書をお手に取っていただき、ありがとうございます。

各税法の専門書はたくさんありますが、税法も法律の端くれ、難解です。入所して歴の浅い方には少々荷が重いのではないのでしょうか。

そこで、税理士事務所に入所して間もなく～3年目くらいの、まだまだ経験が十分ではない方への網羅的な実務書として本書を執筆しました。**入所歴の浅い方でも日常の業務をこなせるレベルになるために必要な論点を、4月から順に税法の垣根を越えて集めています。**税理士事務所の先輩所員と新人所員との会話形式を採用していますので、気軽に読んでいただけるのではないのでしょうか。

本書を読んでいただければ、税理士事務所が何をしているのかが流れでわかるようになっていますので、これから税理士事務所に勤めようと思う方、税理士事務所について具体的に知りたい方にもお勧めですし、税理士事務所に顧問を依頼されている企業の社長や個人事業主の方、金融機関の方など税理士事務所と仕事での関わりが多い方にも、税理士事務所の日常の一端を垣間見ていただくことができます。また、所長先生にはぜひこの本をスタッフ育成にご活用いただきたいと思います。

それでは、新人所員達の勉強と苦悩と発見の日々を、ご覧ください。

令和2年2月

税理士 高山 弥生

目次

4月

1

- 1 税理士事務所の仕事の概要と年間スケジュール** 2
税理士事務所の仕事は申告書の作成以外にもたくさんある／いろいろな知識を身につけよう
- 2 法人の年間スケジュール【3月決算法人】** 8
- 3 個人事業主の年間スケジュール** 10
- 4 AI・フィンテックで進化する会計ソフト** 12
AI・フィンテックで記帳業務の手間が削減
- 5 変化する税理士事務所の業務① 経営助言** 14
AI・フィンテックで税理士事務所の仕事なくなる!?／今後メイン業務となるのは経営助言／経営助言は経営指導ではない／経営助言にはローカルベンチマークを利用しよう／今後の税理士事務所の役割
- 6 変化する税理士事務所の業務② 保証業務** 22
金融機関に提出する決算書は偽物?／金融機関は「事業性評価」よりも「経営者保証」に頼ってしまう／決算書の信頼性を税理士が保証すれば金融機関は事業性評価が可能になる
- 7 変化する税理士事務所の業務③ 資産コンサル** 27
円満相続を目指して／会社の相続も待たなしの状況になっている【事業承継】

5月

33

- 1 消費税納税義務の判定** 34
基準期間とは／基準期間がない場合／特定期間とは／法人の決算期変更に注意／法人は基準期間が1期とは限らない
- 2 税込経理と税抜経理** 40
税込経理 VS 税抜経理／棚卸は税込であるのか、税抜であるのか?／減価償却システムを入力する際の注意点

3	非課税と不課税、免税取引	45
	非課税と不課税はまったくの別物／非課税取引とは／免税取引とは	
4	車両を売却したとき	50
	税抜経理の仕訳と簿記の仕訳の違い	
5	前払費用と繰延資産	53
	保証料は前払費用／短期前払費用は1年以内のもの／繰延資産はサービスの提供は完了済み／礼金と保証料の違い／繰延資産には会計上の繰延資産と税務上の繰延資産がある／決算のときはB/S科目が大切	
6	発生主義と実現主義と現金主義	58
	売上を計上するのはいつか？／期中は現金主義のことも	
7	減価償却と一括償却資産と償却資産の申告	61
	法人税の法定償却方法は定率法／青色申告の中小企業者等は30万円未満なら一度に損金にできる／なぜ「青色」申告というのか／日本は申告納税制度／帳簿は調査のためにある／「記帳をきちんとします宣言」が青色申告承認申請書／30万円未満の少額減価償却資産は管理が必要／「償却資産税」という名前の税金は存在しない／一括償却資産は償却資産の申告対象外／償却資産の申告対象となる資産は／法人は任意償却	
	コラム 他人の建物について行った内部造作の減価償却の方法	72
8	交際費	73
	なぜ法人は交際費が全額損金とならないか／法人は接待時の交通費も交際費課税がある／紹介手数料は契約がなければ交際費課税／飲食費は1人当たり5,000円以下なら損金算入OK／交際費損金不算入額の考え方	
9	寄附金	80
	神社と政治家に注意／法人から政治家個人への献金は禁止されている	
10	役員報酬	84
	損金算入できる役員報酬は3種類／定期同額給与とは／事前確定届出給与とは／事前確定届出給与に関する届出書の提出期限／役員報酬を決めるときは慎重に	

1 申請書と届出書92

俗にいう届出書には「申請書」と「届出書」がある／届出書は単なる報告と法的効力を生じさせるものがある／申請書は承認が必要なもの／届出書、申請書は期限が大事／期限が土日祝日だと延長となるもの／期日が土日祝日でも延長されないもの／発信主義と到達主義／消費税法は特別

2 法人税・消費税の申告期限99

法人税の申告期限／消費税の申告期限／利子税と延滞税

3 固定費・変動費・損益分岐点 102

損も益も出ないのが損益分岐点／損益分岐点は粗利で固定費を賄えるかを見ている／業態によって全く異なる損益分岐点の図／ニーズにあった目標売上高を求める／借入しても返せる目標売上高を求める／現状でいくらまで返済できるかを求める

1 源泉徴収に関する注意点 110

「納特」とは／源泉徴収の対象となる所得は／報酬・料金等に該当するものは？／納期の特例の対象となる所得は／納付書が源泉徴収対象によって異なる／給与・土業の報酬以外は別の納付書を使う／源泉徴収を忘れたら徴収義務者が負担することになる／非居住者、外国法人も源泉が必要な場合がある／「お車代」として渡した報酬も源泉が必要／報酬・料金等の源泉徴収税率／「退職所得の受給に関する申告書」のあるなしで税額が変わる

1 税理士試験 124

- 1 税務調査** 130
調査には受忍義務がある／事前通知は税理士に／税務署はマルサではない
- 2 税務署からの連絡～事前通知～** 134
担当官について調べる／顧問先に調査の通知をする
- 3 税理士事務所での調査前の準備** 136
税務署側の事前準備を予測する／「自主点検ガイドブック」と「自主点検チェックシート」／直近3年の決算書数値を比較する／調査でも使えるローカルベンチマーク
- 4 調査当日の流れ** 139
まずは自己紹介／調査の場所／雑談のときに余計なことを話さない／帳簿調査のときは社長はいなくてもOK／現物確認調査もある／見せたくないものは毅然と断る／反面調査は冷静に対応する／留め置きの際は預かり証を必ずもらう

- 1 調査後から調査終了までの流れ** 146
申告内容が正しかった場合／申告内容に間違いがあった場合／納税者側からの修正／税務署側からの処分／更正処分には理由付記が必要／理由付記は納税者を守るためにある／安易に修正に応じる必要はない／修正申告に対応する本税の納期限は修正申告書を提出した日

- 1 年末調整は確定申告のミニチュア版** 154
年末調整と確定申告／年末調整で収集する書類
- 2 生計が一とは** 157
同じ家で暮らしていなくても生計が一／同じ家で暮らしているのに「生計が一」とならないことも

3	扶養控除と配偶者控除	159
	「扶養に入れる」とは／配偶者控除とは	
4	配偶者特別控除	163
	配偶者特別控除の要件／配偶者特別控除と配偶者控除の違い	
5	合計所得金額と総所得金額等	166
	所得金額のいろいろ／繰越控除とは／合計所得金額と総所得金額等／納税額が0でも扶養に入れないことがあるワケ	
6	寡婦控除	171
	寡婦控除と寡夫控除／令和2年度税制改正で変わる点	
7	障害者控除	175
8	生命保険料控除	178
	生命保険料控除／計算対象となる支払保険料の額／変額個人年金に注意／生命保険料控除が生まれたワケ／処理の時短テクニック	
9	地震保険料控除	182
	地震保険料控除といいながら損害保険でも控除可／ひとつの契約で地震と損害がある場合、どちらかでしか控除が受けられない	
10	社会保険料控除	185
11	小規模企業共済等掛金控除	187
	掛金は全額所得控除／退職金を準備しながら節税ができる／誰でも加入できるわけではない	
12	所得金額調整控除	191
	新設された所得金額調整控除	
13	医療費控除	193
	セルフメディケーション税制／医療費の領収書は提出不要／医療費控除の対象となる医療費は？	
14	雑損控除	197
	雑損控除とは何か／災害減免法と雑損控除の違い／オレオレ詐欺の被害で雑損控除は受けられない	
15	寄附金控除	202
	特産品を2,000円で買う？／ふるさと納税はいくらまでするのがトクなのか／住民税からのみ控除を受けたいなら「ワンストップ特例制度」／特産品	

は一時所得／寺・神社などへの寄附／住民税の寄附金控除は学校や団体の所在地に注意

12月

209

1 税理士試験合格発表 210

2 措置法・施行令・施行規則・通達 214

税制改正／租税特別措置法は政策的なもの／措置法は一般法より優先／措置法はいつ廃止されるかわからない／大枠である法は国会で定める／細かいところは施行令・施行規則／通達はたくさんある／通達は局や署内へのお達し／国民は通達に従う必要はない／通達が正しいとは限らない

1月

221

1 償却資産の申告 222

処理の仕方では償却資産となるかならないかが変わることも／償却資産の申告対象／機械でも償却資産の対象外のものがある／除却した資産は台帳から削除しておこう／「申告の手引き」を取っておこう

2 給与支払報告書 226

給与支払報告書とは／特別徴収と普通徴収

3 法定調書 230

なぜ法定調書を出すのか／給与所得の源泉徴収票／退職所得の源泉徴収票・特別徴収票／報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書／不動産の使用料等の支払調書／不動産等の譲受けの対価の支払調書／不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書

2月

237

1 確定申告義務者 238

申告は必要？／「副業所得が20万円以下なら申告不要」は半分ウソ／たいていの副業は事業所得ではなく雑所得／正社員なら副業を事業所得と考えるのは難しい

2	減価償却 法人税と所得税の違い	242
	法人税と所得税の法定償却方法は違う／法人は任意償却、個人は強制償却	
3	個人の交際費は緩いのか厳しいのか	244
	個人事業主には交際費損金不算入の規定はないが……／ロータリークラブは個人事業主の経費にならない／BNIは経費となるのか	
4	寄附金	248
	祈禱代は経費になるのか／家事関連費は明確に事業分とプライベート分を分けられないと必要経費にできない／政治資金パーティー券は寄附金控除の対象にならない／政党の党費や後援会の会費は個人事業主の寄附金控除の対象にならない	
5	福利厚生費	252
	個人事業主の夜食代は認められない／法人で一人会社の場合、夜食代は認められない／個人事業主も会社の役員も慰安旅行は条件付きでOK／個人事業主本人の健康診断費用は認められない／法人役員の健康診断費用はOK	
	コラム 白色と青色では必要経費にできる金額が違う？	256
6	火災保険の満期金	259
	火災保険の満期金は一時所得／担税力によって所得を10種類に分類／法人の所得は1種類／損害保険金、個人は非課税、法人は課税／個人でも損害保険金が課税されることも	
7	車両を売却したとき	263
	個人事業主が車両を売却したら譲渡所得	
8	受取利息	265
	受取利息は事業所得には含まない／事業所得に関係のないものは事業主借と事業主貸／利子所得は分離課税／法人は国税のみ源泉されている／個人の場合、還付はない	
9	自家消費	269
	売りものを自分で消費すると売上／もらった里芋は売上で交際費／自家消費の金額はいくら？／現金収入を伴わない売上の計上を忘れると消費税に影響がある	
	コラム 所得税と消費税にはズレがある	271

3月

273

- 1** 確定申告期限と振替納税 274
申告期限／予定納税と振替納税

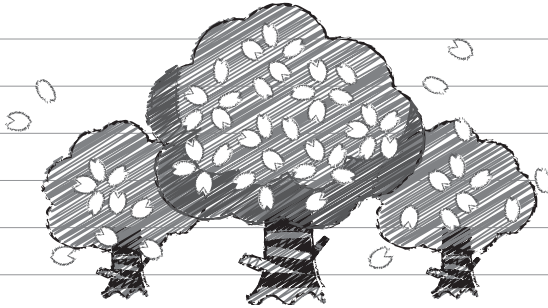
4月

277

- 1** 上場会社の子会社の決算 278
- おわりに 285

本書は令和2年2月15日現在の法令に基づいています。
また、文中の意見部分は私見が含まれます。

4月



今年は3月後半が寒かったのでまだ桜が咲いています。

4月1日、山田税理士事務所に2人の所員が入所することになりました。

この物語の主人公となる松木さんと、同期となる竹橋くんです。

山田税理士事務所は所長と

彼らの教育係となる勤務税理士の梅沢先輩と、

総務兼監査担当が1人の小さな事務所です。

お客さんが増えてきたため、2人を採用することになったのです。

1 税理士事務所の仕事の概要と年間スケジュール

税理士事務所の仕事は申告書の作成以外にもたくさんある

初めまして、税理士の梅沢です。
これから僕が君たちの教育係になるからよろしくね。



梅沢先輩



松木さん



竹橋くん

よろしくをお願いします。

まず、税理士事務所の仕事の概要と、年間スケジュールを見ていこうかな。大まかに事務所が何をしているのか、いつ何をするのかを知っておいた方がいいからね。



はい。

税理士事務所の仕事と言われたら何を思い浮かべる？



申告書の作成ですか？



確かに申告書の作成は税理士事務所のメイン業務だけど、それ以外にも税理士事務所の仕事はたくさんあるんだ。



【税理士事務所の仕事例】

- ・ 税務相談、申告書の作成、税務調査の立ち合いなど税金に関する業務
- ・ 記帳指導、記帳代行、決算書類の作成など会計に関する業務
- ・ 給与計算、年末調整、各種振込手続きなどのアウトソーシング業務
- ・ 相続、資産税業務
- ・ 遺言作成アドバイス業務
- ・ 財産の運用アドバイス業務（ファイナンシャル・プランナー的なもの）
- ・ 生命保険や損害保険の保険代理店業務
- ・ 弁護士、司法書士など他士業への窓口としての業務



こんなにあるんですね。

昔は手計算で試算表を作成していたから、貸借が合って一人前と言われ、決算書、申告書を作成するには大変な時間と労力を必要としたそうだよ。



手計算で！ 想像つかないなあ。

近年は人材難であったり、経理担当がやめてしまったときの混乱を避けるために記帳や給与計算などのアウトソーシングを希望する企業も増えてきているよ。



平成 27 年から相続税の基礎控除が下がったことや遺産の相続に関する争いが増えていることで相続に関する相談業務も増えてきている。



いろいろな知識を身につけよう

税理士事務所は顧客にとって、一番身近な専門家なんだ。自分の財布の中身をすべて見せているからどこか気安さ生まれるのか、相談内容はお金のことから人生のこと、子どもの見合い相手まで多岐に渡る。



平日頃から多方面に興味を持ち、新聞や経済誌を読み、他業種の人と交流を持つなどして様々な知識を持つことで、自分の引出しをたくさん作っていくことが大切だよ。



わかりました。

税理士事務所は税法の勉強をしているだけでは間に合わないというのが実情なんだ。その税法も毎年変わるし。税理士事務所に入所するということはずっと勉強していくということかもね。ざっと年間スケジュールを見てみようか。



【年間スケジュール】

4月20日前後	所得税・消費税振替納税
5月31日	3月決算法人の申告期限 3月決算法人の消費税申告期限 (消費税は申告期限の延長はないので注意)
6月10日	特別徴収住民税の納付期限(納期の特例)
6月30日	申告期限の延長をしている3月決算法人の申告期限
7月1日	路線価発表
7月10日	源泉所得税納付期限(納期の特例)
8月上旬	税理士試験
11月30日	3月決算法人の中間決算申告期限
12月	年末調整
12月10日	特別徴収住民税の納付期限(納期の特例)
12月上旬	税理士試験合格発表
12月中旬	税制改正発表
1月20日	源泉所得税納付期限(納期の特例)
31日	法定調書会計表提出期限 償却資産申告書申告期限 給与支払報告書提出期限
2月16日	確定申告受付開始
3月15日	確定申告期限
31日	個人消費税申告期限

4月、5月は3月決算法人の決算処理だね。3月決算法人は5月にゴールデンウィークがあるせいで本当にスケジュールがタイトなんだ。なのに日本の法人は3月決算が多くて……。



僕の担当先、3月決算が4社です。

なるべく早め早めに準備するしかないね。

